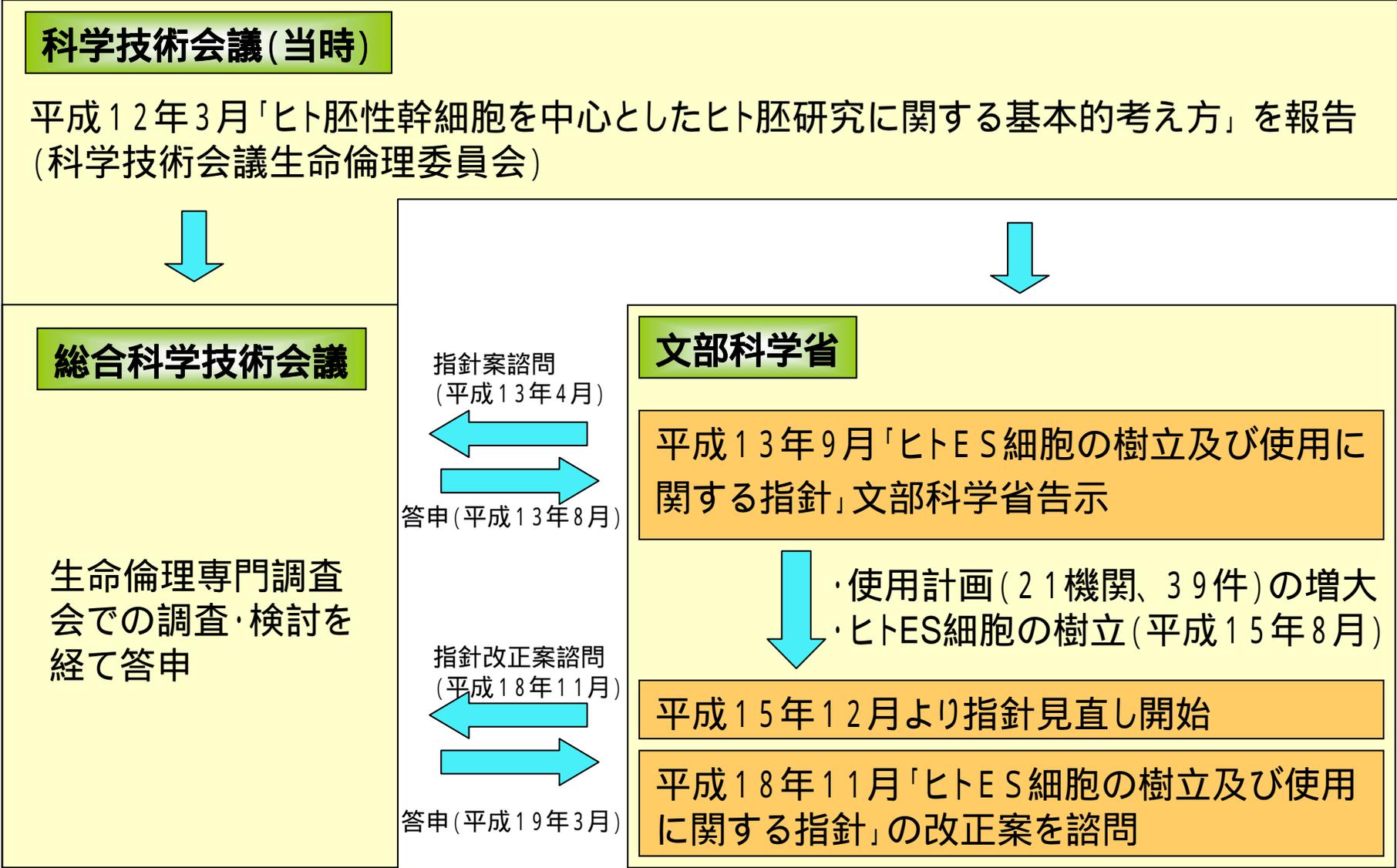


ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の 改正案に対する答申(案)について

平成19年3月30日
総合科学技術会議

「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」を巡るこれまでの経緯



諮問第6号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の改正について」 妥当と認める理由

指針の主要な改正点

妥当と認めた理由

樹立機関のほかにヒトES細胞の分配をする機関としての「分配機関の設置」を制度化

「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」に示されている樹立機関によるヒトES細胞の分配の条件を満たしているため

我が国で樹立されたヒトES細胞の「海外の機関への分配」を制度化

海外の機関への分配を法令又はガイドラインを有する国にある機関への分配に限定しているため
国内への分配と同様な基準、分配の計画に係る国の確認手続き等を規定しているため

「分化細胞の譲渡及び保存等の手続き」を制度化

分化細胞はヒトES細胞由来であるという一点を除いて、一般のヒト細胞と科学的に差異はないことから、分化細胞についてヒトES細胞と同等の取扱いを求める必要がないため

その他

- ・ 軽微な変更については届出制とし、手続きを簡素化
- ・ 指針で求める要件を明確化

計画の全体に影響が少ない軽微な変更であると考えられるため
指針の趣旨を変更するものではないため